

地域建設業経営強化融資制度及び下請セーフティネット債務保証事業の概要

1 制度の目的

建設企業が町に対して有する工事請負代金債権について流動化を促進することにより、建設企業の資金調達の円滑化を推進することを目的としています。

2 制度の概要

(1) 地域建設業経営強化融資制度

町発注工事を受注・施工している中小・中堅元請建設企業（以下「元請業者」という。）から事業協同組合等又は一定の民間事業者（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が、（一財）建設業振興基金の債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を、元請業者に対して融資するものです。

また、（一財）建設業振興基金による債務保証と併せて、金融機関が元請業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に保証事業会社の金融保証を受けられるため、元請業者は出来高を超える部分を含めて融資を受けられます。

なお、地域建設業経営強化融資制度は平成33年3月末日までの間に限り適用が可能です。

(2) 下請セーフティネット債務保証事業

元請業者から債権譲渡先への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が、（一財）建設業振興基金の債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を、元請業者に対して出来高の範囲内で融資する制度です。

また、融資に際し、債権譲渡先が元請業者の下請業者等への支払状況等を確認するとともに、万が一元請業者が倒産に至った場合には、債権譲渡先が元請業者に代わって下請業者等への支払を行うことができます。

※1 地域建設業経営強化融資制度と下請セーフティネット債務保証事業はいずれかを選択して利用することができます。

※2 実際の融資額は、工事の出来高や、債権譲渡先・保証事業会社・金融機関の対応等により異なります。

両制度とも、中小・中堅元請建設業者が有する町発注工事に係る工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡することを町が認め、これを担保として当該債権譲渡先が当該建設業者に対し転貸融資を行うという点では共通していますが、次のような相違点があります。

	地域建設業経営強化融資制度	下請セーフティネット債務保証事業
融資の範囲	出来高の範囲内での債権譲渡先からの転貸融資に加えて、 <u>保証事業会社の保証を得て、出来高を超える部分を含めて金融機関から直接融資を受けられる。</u>	出来高の範囲内での債権譲渡先からの転貸融資。
下請保護方策	「下請負人等への支払計画」を債権譲渡先に提出。	「下請負人等への支払計画」の提出に加えて、債権譲渡契約において一定の特約を締結した場合、 <u>元請業者が倒産したときは、債権譲渡先が元請業者に代わって下請業者等へ代金支払いを行う。</u>
適用期限	平成 33 年 3 月末までに限る。	なし。

3 対象となる建設企業

対象となる建設企業は、元請業者（町発注工事を受注・施工している中小・中堅建設企業）です。

※中小・中堅建設企業は、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の企業となっています。

4 対象となる工事

以下を除く町発注工事が対象です。

- (1) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事

ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為に係る工事又は繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事（地域建設業経営強化融資制度のみ）

- (2) 町が役務的保証を必要とする工事

- (3) 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

- (4) その他元請業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

※大崎上島町発注工事の大半が単年度工事であるため、ほとんどの工事が対象となります。

5 手続の流れ

- (1) 町発注工事を受注・施工している元請業者は、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡する契約を債権譲渡先と締結。ただし、町の承諾を停止条件とします（(2)の町の承諾があつてはじめて債権譲渡の効力が生じます。）。
- (2) 元請業者及び債権譲渡先は、工事請負代金債権の譲渡につき、町に承諾の申請。町は、申請内容を審査の上、承諾。
- (3) 債権譲渡先は、金融機関から資金を調達し、工事請負代金債権を譲渡担保に、元請業者に対して工事の出来高の範囲内で融資。（一財）建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施。
- (4) 保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から元請業者に対し融資を実施（地域建設業経営強化融資制度のみ）。
- (5) 債権譲渡先及び保証事業会社は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、債権譲渡先の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、元請業者に残余を返還。

6 債権譲渡を承諾する時点

町が債権譲渡を承諾するのは、当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降です。なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書の受領をもって足りることとしています。

7 債権譲渡先

債権譲渡先として（一財）建設業振興基金が適当と認めている民間事業者は、次の3社です（それぞれ、西日本建設業保証（株）、東日本建設業保証（株）及び北海道建設業信用保証（株）の子会社です。）。

○株式会社建設総合サービス

住所：大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号

TEL：06-6543-2848

○株式会社建設経営サービス

住所：東京都中央区築地5丁目5番12号

TEL：03-3545-8534

○北保証サービス株式会社

住所：北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地

TEL：011-241-8654

このほか、（一財）建設業振興基金が適当と認める事業協同組合等も債権譲渡先になることができます。

8 融資のご相談

融資に関するご相談は、3保証事業会社又は債権譲渡先へ。